

平成30年 No.12

○国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成30年 3月14日 教育研究評議会 審議・承認

○国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

行政不服審査法等の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成30年 3月14日 教育研究評議会 審議・承認

○国立大学法人東京学芸大学情報公開・個人情報保護委員会規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

関係法令等との用語の統一に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成30年 3月14日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年3月15日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

平成30年規程第11号

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程（平成17年規程第7号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程（平成13年規程第7号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学情報公開・個人情報保護委員会規程（平成13年規程第8号）

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について

改正理由：独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）における個人情報の取扱いについて定め、本学の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>2 <u>本学の保有する個人情報の取扱いについては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）その他法令に別段の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「個人情報」、<u>「個人識別符号」、</u>「保有個人情報」、<u>「個人情報ファイル」、</u>「本人」、<u>「個人番号」、</u>「特定個人情報」、<u>「個人番号利用事務」、</u>「個人番号関係事務」、<u>「要配慮個人情報」、</u>「非識別加工情報」、<u>「独立行政法人等非識別加工情報」、</u>「独立行政法人等非識別加工情報ファイル」及び<u>「独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者」とは、</u>独立行政法人等個人情報保護法第2条及び番号法第2条の定めるところによる。</p> <p>(総括保護管理者)</p> <p>第3条 本学に、個人情報総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置き、<u>総務を所掌する理事</u>をもって充てる。</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>第11章 監査及び点検評価の実施</p> <p>(監査)</p> <p>第44条 [省略]</p> <p>(点検)</p> <p>第45条 [省略]</p> <p>(評価及び見直し)</p> <p>第46条 [省略]</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）における個人情報の取扱いについて定め、本学の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「個人情報」、<u>「保有個人情報」、</u>「個人情報ファイル」、<u>「本人」、</u>「個人番号」、<u>「特定個人情報」、</u>「個人番号利用事務」及び「個人番号関係事務」とは、<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第2条及び</u><u>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条の定めるところによる。</u></p> <p>(総括保護管理者)</p> <p>第3条 本学に、個人情報総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置き、<u>理事（総務担当）</u>をもって充てる。</p> <p>2 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p>第11章 監査及び点検評価の実施</p> <p>(監査)</p> <p>第44条 [省略]</p> <p>(点検)</p> <p>第45条 [省略]</p> <p>(評価及び見直し)</p> <p>第46条 [省略]</p>

## 第11章の2 行政機関との連携

### (行政機関との連携)

第46条の2 本学は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）4を踏まえ、文部科学省と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行う。

## 第11章の3 個人情報ファイル

### (個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第46条の3 本学は、本学が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿（別紙第1号様式、以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 独立行政法人等の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第9号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この条において「記録範囲」という。）

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 記録情報を本学以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 個人情報の開示、訂正、利用の停止等の請求を受理する組織の名称及び所在地

(9) 個人情報の訂正、利用停止等に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続きが定められているときは、その旨

(10) その他独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 本学の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（本学が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

(2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

- (3) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (4) 独立行政法人等非識別加工情報ファイルに該当する個人情報ファイル
- (5) 記録情報に削除情報が含まれる個人情報ファイル
- (6) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- (7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (8) 役員又は職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (9) 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル
- (10) 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、本学は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

## 第12章 開示方法等の取扱い

### 第1節 開示請求

(開示請求の受付)

第47条 本学が保有する個人情報について、独立行政法人等個人情報保護法第12条の規定による開示請求（以下「開示請求」という。）があったときは、総務部広報企画課（以下「広報企画課」という。）において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

- (1) 保有個人情報の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）に個人情報ファイル簿及びその他関連資料等を用いて、個人情報の特定に資する情報の提供に努めなければならない。
- (2) 〔省略〕
- (3) 独立行政法人等個人情報保護法第26条に規定する開示請求手数料は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第21条の規定を準用するものとする。

## 第12章 開示方法等の取扱い

### 第1節 開示請求

(開示請求の受付)

第47条 本学が保有する個人情報について、法第12条の規定による開示請求（以下「開示請求」という。）があったときは、総務部広報企画課（以下「広報企画課」という。）において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

- (1) 保有個人情報の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）に別紙第1号様式の個人情報ファイル簿及びその他関連資料等を用いて、個人情報の特定に資する情報の提供に努めなければならない。
- (2) 〔省略〕
- (3) 法第26条に規定する開示請求手数料は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第18条の規定を準用するものとする。

(4) 〔省略〕

〔省略〕

(開示等の決定)

第49条 学長は、独立行政法人等個人情報保護法第13条第3項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に開示等の決定をするものとする。

2 学長は、独立行政法人等個人情報保護法第19条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、別紙第3号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

3 学長は、独立行政法人等個人情報保護法第20条の規定により開示請求に係る保有個人情報のうち、相当の部分を除く残りの部分について決定する期間を延長するときは、別紙第4号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

4 学長は、独立行政法人等個人情報保護法第21条第1項又は同法第22条第1項の規定により事案を他の法人等又は行政機関の長に移送するときは、別紙第5号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

5 学長は、独立行政法人等個人情報保護法第23条第1項の規定により第三者から意見を聴取するときは、別紙第6号様式により当該第三者に通知しなければならない。

6 学長は、独立行政法人等個人情報保護法第23条第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、別紙第7号様式により当該第三者に通知しなければならない。

7 学長は、独立行政法人等個人情報保護法第23条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、別紙第8号様式により当該第三者に通知しなければならない。

8 学長は、開示等の決定をしたときは、別紙第9-1号様式の保有個人情報開示決定通知書又は別紙第9-2号様式の保有個人情報不開示決定通知書により当該開示請求者に通知しなければならない。

(開示の実施)

第50条 学長は、独立行政法人等個人情報保護法第24条第3項の規定により保有個人情報の開示を受ける者から別紙第10号様式の保有個人情報の開示の実施方法等申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

2~4 〔省略〕

(移送された事案)

(4) 〔省略〕

〔省略〕

(開示等の決定)

第49条 学長は、法第13条第3項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に開示等の決定をするものとする。

2 学長は、法第19条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、別紙第3号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

3 学長は、法第20条の規定により開示請求に係る保有個人情報のうち、相当の部分を除く残りの部分について決定する期間を延長するときは、別紙第4号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

4 学長は、法第21条第1項又は法第22条第1項の規定により事案を他の法人等又は行政機関の長に移送するときは、別紙第5号様式により当該開示請求者に通知しなければならない。

5 学長は、法第23条第1項の規定により第三者から意見を聴取するときは、別紙第6号様式により当該第三者に通知しなければならない。

6 学長は、法第23条第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、別紙第7号様式により当該第三者に通知しなければならない。

7 学長は、法第23条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、別紙第8号様式により当該第三者に通知しなければならない。

8 学長は、開示等の決定をしたときは、別紙第9-1号様式の保有個人情報開示決定通知書又は別紙第9-2号様式の保有個人情報不開示決定通知書により当該開示請求者に通知しなければならない。

(開示の実施)

第50条 学長は、法第24条第3項の規定により保有個人情報の開示を受ける者から別紙第10号様式の保有個人情報の開示の実施方法等申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

2~4 〔省略〕

(移送された事案)

第51条 独立行政法人等個人情報保護法第21条第2項又は同法第22条第2項の規定による他の独立行政法人等又は行政機関から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第49条から前条までの規定に準じて行うものとする。

#### 第2節 訂正請求

(訂正請求の受付)

第52条 本学が保有する個人情報について、独立行政法人等個人情報保護法第27条の規定による訂正請求（追加又は削除の請求を含む。以下「訂正請求」という。）があったときは、広報企画課において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1)～(3) [省略]

2 [省略]

[省略]

(訂正等の決定)

第54条 学長は、独立行政法人等個人情報保護法第28条第3項に規定する補正に要した日数を除き、訂正請求があった日から30日以内に訂正等の決定をするものとする。

2 学長は、独立行政法人等個人情報保護法第31条第2項の規定により訂正等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、別紙第12号様式により当該訂正請求者に通知しなければならない。

3 学長は、独立行政法人等個人情報保護法第32条の規定により訂正請求に係る保有個人情報について、訂正等を決定する期間を延長するときは、別紙第13号様式により当該訂正請求者に通知しなければならない。

4 学長は、独立行政法人等個人情報保護法第33条第1項又は同法第34条第1項の規定により事案を他の法人等又は行政機関の長に移送するときは、別紙第14号様式により当該訂正請求者に通知しなければならない。

5～6 [省略]

#### 第3節 利用停止請求

(利用停止請求の受付)

第55条 本学が保有する個人情報について、独立行政法人等個人情報保護法第36条の規定による利用停止請求（消去又は提供の停止請求を含む。以下「利用停止請求」という。）があったときは、広報企画課において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1)～(3) [省略]

第51条 法第21条第2項又は法第22条第2項の規定による他の独立行政法人等又は行政機関から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第33条から前条までの規定に準じて行うものとする。

#### 第2節 訂正請求

(訂正請求の受付)

第52条 本学が保有する個人情報について、法第27条の規定による訂正請求（追加又は削除の請求を含む。以下「訂正請求」という。）があったときは、広報企画課において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1)～(3) [省略]

2 [省略]

[省略]

(訂正等の決定)

第54条 学長は、法第28条第3項に規定する補正に要した日数を除き、訂正請求があった日から30日以内に訂正等の決定をするものとする。

2 学長は、法第31条第2項の規定により訂正等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、別紙第12号様式により当該訂正請求者に通知しなければならない。

3 学長は、法第32条の規定により訂正請求に係る保有個人情報について、訂正等を決定する期間を延長するときは、別紙第13号様式により当該訂正請求者に通知しなければならない。

4 学長は、法第33条第1項又は法第34条第1項の規定により事案を他の法人等又は行政機関の長に移送するときは、別紙第14号様式により当該訂正請求者に通知しなければならない。

5～6 [省略]

#### 第3節 利用停止請求

(利用停止請求の受付)

第55条 本学が保有する個人情報について、法第36条の規定による利用停止請求（消去又は提供の停止請求を含む。以下「利用停止請求」という。）があったときは、広報企画課において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1)～(3) [省略]

2 〔省略〕

〔省略〕

(利用停止等の決定)

第57条 学長は、独立行政法人等個人情報保護法第37条第3項に規定する補正に要した日数を除き、利用停止請求があった日から30日以内に利用停止等の決定をするものとする。

2 学長は、独立行政法人等個人情報保護法第40条第2項の規定により利用停止等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、別紙第18号様式により当該利用停止請求者に通知しなければならない。

3 学長は、独立行政法人等個人情報保護法第41条の規定により利用停止請求に係る保有個人情報について、利用停止等を決定する期間を延長するときは、別紙第19号様式により当該利用停止請求者に通知しなければならない。

4 〔省略〕

#### 第4節 審査請求

(審査請求)

第58条 学長は、開示等、訂正等又は利用停止等の決定について審査請求があったときは、情報公開・個人情報保護委員会の意見を求めるものとする。

2 学長は、前項の審査請求に対する決定をしたときは、別紙第21号様式の審査請求に関する決定通知書により当該審査請求者に通知しなければならない。

3 学長は、独立行政法人等個人情報保護法第43条の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、別紙第22号様式により当該審査請求者に通知しなければならない。

### 第13章 独立行政法人等非識別加工情報の提供

(独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供等)

第59条 本学は、この章の規定に従い、独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この章において同じ。）を作成し、及び提供をすることができる。

2 本学は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 前項の「削除情報」とは、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより

2 〔省略〕

〔省略〕

(利用停止等の決定)

第57条 学長は、法第37条第3項に規定する補正に要した日数を除き、利用停止請求があった日から30日以内に利用停止等の決定をするものとする。

2 学長は、法第40条第2項の規定により利用停止等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、別紙第18号様式により当該利用停止請求者に通知しなければならない。

3 学長は、法第41条の規定により利用停止請求に係る保有個人情報について、利用停止等を決定する期間を延長するときは、別紙第19号様式により当該利用停止請求者に通知しなければならない。

4 〔省略〕

#### 第4節 不服申立て

(不服申立て)

第58条 学長は、開示等、訂正等又は利用停止等の決定について不服申立てがあったときは、情報公開・個人情報保護委員会の意見を求めるものとする。

2 学長は、前項の不服申立てに対する決定をしたときは、別紙第21号様式の不服申立てに関する決定通知書により当該不服申立者に通知しなければならない。

3 学長は、法第43条の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、別紙第22号様式により当該不服申立者に通知しなければならない。



特定の個人を識別することができることとなるものを除く。)を除く。)から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第60条 本学は、本学が保有している個人情報ファイルが独立行政法人個人情報保護法第2条第9項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第46条の3第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項及び第60条各号に掲げる事項」とする。

(1) 第62条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

(2) 第62条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(3) 当該個人情報ファイルが独立行政法人個人情報保護法第2条第9項第2号(ロに係る部分に限る。)に該当するとき、第65条第1項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。)第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会が与えられる旨

(提案の募集)

第61条 本学は、本学が保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下同じ。)について、毎年度1回以上、当該募集の開始の日から30日以上の間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により次条第1項の提案を募集するものとする。

2 提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

(独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第62条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、本学に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案をしようとする者は、独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書(別紙第23号様式)を提出しなければならない。

3 前項の提案書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 誓約書(別紙第24号様式)

(2) 独立行政法人非識別加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書類

(3) 提案をする者が個人である場合にあつては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者

証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(4) 提案をする者が法人その他の団体である場合にあつては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、その者が本人であることを確認するに足りるもの

(5) 提案をする者がやむを得ない事由により前2号に掲げる書類を添付できない場合にあつては、当該提案をする者が本人であることを確認するため独立行政法人等が適当と認める書類

(6) 前各号に掲げる書類のほか、本学が必要と認める書類

(7) 委任状（代理人による提案をする場合に限る。）（別紙第25号様式）

4 前項第1号から第6号までの規定は、代理人によって第1項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第3号から第5号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

5 本学は、提出された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書類の訂正を求めることができる。

（欠格事由）

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

(1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は独立行政法人個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(4) 第71条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(5) 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により行政機関個人情報保護法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者

(6) 法人その他の団体であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの  
(提案の審査等)

第64条 本学は、第62条第1項の提案があったときは、当該提案が次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(1) 提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数が、1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。

(3) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いる加工の方法が第67条第1項の基準に適合するものであること。

(4) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該独立行政法人等非識別加工情報がその用に供される事業の内容が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。

(5) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を事業に供しようとする期間が当該事業並びに提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないものであること。

(6) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに当該独立行政法人等非識別加工情報漏えいの防止その他当該独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講じる措置が当該独立行政法人等非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

(7) 本学が提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を作成する場合に、本学の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。

2 本学は、前項の規定により審査した結果、第62条第1項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該提案をした者に対し、審査結果通知書（別紙第26号様式）により通知するとともに、契約の締結に関する書類を送付するものとする。

3 本学は、第1項の規定により審査した結果、第62条第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、当該提案をした者に対し、審査結果通知書（別紙第27号様式）により、理由を付して、通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第65条 個人情報ファイル簿に意見書の提出機会が与えられる旨の記載がある個人情報ファイルに係る第62条第1項の提案については、当該提案に係る個人情報ファイルに、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び当該独立行政法人等非識別加工情報取扱者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、前条第2項の通知をするにあたり、当該情報に係る第三者に対し保有個人情報を非識別加工情報に加工して提供することに関する意見照会書（別紙第28号様式）により、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の通知に先立ち、当該第三者に対し保有個人情報を非識別加工情報に加工して提供することに関する意見照会書（別紙第29号様式）により、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者に対する所在が半明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を非識別情報へ加工して提供しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号ロ又は同条第2号ただし書きに規定する情報と認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を情報公開法第7条の規定により非識別加工情報へ加工して提供しようとするとき。

3 前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が、独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する意見書（別紙第30号様式）により、第62条第1項の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に反対の意思を表示したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、この章の規定を適用する。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

第66条 第64条第2項の規定による通知を受けた者は、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書（別紙第31号様式）の提出により、本学との間で、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(独立行政法人等非識別加工情報の作成等)

第67条 本学は、独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして、次の各号に従い、当該保有

個人情報加工しなければならない。

- (1) 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に本学において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
- (4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

2 前項の規定は、本学から独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（独立行政法人等非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第68条 本学は、独立行政法人等非識別加工情報を作成したときは、当該独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第60条の規定により読み替えられた第46条の3第1項の規定の適用については、同項中「及び第60条各号」とあるのは、「並びに第60条各号及び第68条各号」とする。

- (1) 独立行政法人等非識別加工情報の概要として、独立行政法人等非識別加工情報の本人の数及び独立行政法人等非識別加工情報に含まれる情報の項目
- (2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- (3) 次条第1項の提案をすることができる期間

（作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等）

第69条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になるようとする者は、本学に対し、作成された独立行政

法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（別紙第32号様式）により、当該事業に関する提案をすることができる。当該独立行政法人等非識別加工情報について第66条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第62条第2項及び第3項、第63条、第64条並びに第66条の規定は、前項の提案をする場合について準用する。この場合において、第64条第1項、第2項及び第3項中「第62条第1項」とあるのは「第69条第1項」と、第64条第1項中「次の各号」とあるのは「次の第1号及び第4号から第7号」と、同条第2項及び第3項中「各号」とあるのは「第1号及び第4号から第7号」と、同条第2項中「別紙第26号様式」とあるのは「別紙第33号様式」と、同条第3項中「別紙第27号様式」とあるのは「別紙第34号様式」と読み替えるものとする。

（手数料）

第70条 第66条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、本学に手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

（1）第65条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第1項に規定する第三者1人につき210円（当該機会を与える場合に限る。）

（2）独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

（3）独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

3 第69条第2項において準用する第66条の規定により契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）次号に掲げる者以外の者 第66条の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

（2）第66条（第69条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円（独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の解除）

第71条 本学は、第66条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

（1）偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

（2）第63条各号（第69条第2項において準用する場合を含む。）のいずれかに該

当することとなったとき。

(3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(安全確保の措置)

第72条 本学は、独立行政法人等非識別加工情報、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第67条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「独立行政法人等非識別加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして次に定める基準に従い、独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確にすること。

(2) 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って独立行政法人等非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3) 独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

2 前項の規定は、本学から独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第73条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た独立行政法人等非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(1) 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに従事する本学の職員又はこれらの職にあつた者

(2) 前条第2項の受託業務に従事している者又は従事していた者

#### 第14章 補則

(規程の改廃)

第74条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(その他)

第75条 この規程に定めるもののほか、個人情報の取扱いについて必要な事項は、学長が別に定める。

[省略]

#### 第13章 補則

(規程の改廃)

第59条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(その他)

第60条 この規程に定めるもののほか、個人情報の取扱いについて必要な事項は、学長が別に定める。

[省略]

別表 〔省略〕

第1号様式 (第46条の3第1項関係)

〔省略〕

〔省略〕	
記録範囲	〇〇対象者 (平成〇〇年度～)
記録情報の収集方法	
要配慮情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
〔省略〕	
他の法律又はこれに基づく命令の規定による訂正, 利用停止等特別の手續等	6及び〇のファイル記録項目の内容については, 「国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程 (平成 17 年度規程第7号) の規定により, 訂正及び利用停止を請求できる。
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 独立行政法人等個人情報保護法第2条第6項第1号 (電算処理ファイル) : <u>独立行政法人等個人情報保護法施行令第7条第3号に該当するファイル</u> <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 独立行政法人等個人情報保護法第2条第6項第2号 (マニュアル処理ファイル)
<u>独立行政法人等非識別加工情報提案募集対象の該当・非該当</u>	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
<u>独立行政法人等非識</u>	

別表 〔省略〕

第1号様式 (第47条第1項第1号関係)

〔省略〕

〔省略〕	
記録範囲	〇〇対象者 (平成〇〇年度～)
〔省略〕	
他の法律又はこれに基づく命令の規定による訂正, 利用停止等特別の手續等	6及び〇のファイル記録項目の内容については, 「国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程 (平成 17 年度規程第7号) の規定により, 訂正及び利用停止を請求できる。
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 独立行政法人等個人情報保護法第2条第4項第1号 (電算処理ファイル)
	<input type="checkbox"/> 独立行政法人等個人情報保護法第2条第4項第2号 (マニュアル処理ファイル)
<u>独立行政法人等個人情報保護法第9条に該当するファイルの有無</u>	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)



<u>別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</u>	
<u>個人情報ファイルが独立行政法人等保護法第2条第9項第2号ロに該当する場合、意見書の提出機会の有無</u>	
<u>独立行政法人等非識別加工情報の概要</u>	
<u>作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</u>	
<u>作成された独立行政法人等非識別加工情報に関する提案をすることができる期間</u>	
備 考	

第2号様式～第7号様式 〔省略〕

第8号様式（第49条第7項関係）

〔省略〕

※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に国立大学法人東京学芸大学に対して審査請求をすることができます。

備 考	

第2号様式～第7号様式 〔省略〕

第8号様式（第49条第7項関係）

〔省略〕

※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国立大学法人東京学芸大学に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。

〔省略〕

第9-1号様式（第49条第8項関係）

〔省略〕

※ 部分開示とした決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に国立大学法人東京学芸大学に対して審査請求をすることができます。

〔省略〕

< 説明事項 >

〔省略〕

2 不開示部分に係る審査請求

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国立大学法人東京学芸大学長に対して審査請求をすることができます。

〔省略〕

第9-2号様式（第49条第8項関係）

〔省略〕

※ この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定に基づき、国立大学法人東京学芸大学に対し審査請求をすることができます。

〔省略〕

〔省略〕

第9-1号様式（第49条第8項関係）

〔省略〕

※ 部分開示とした決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国立大学法人東京学芸大学に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。

〔省略〕

< 説明事項 >

〔省略〕

2 不開示部分に係る不服申立て

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人東京学芸大学長に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。

〔省略〕

第9-2号様式（第49条第8項関係）

〔省略〕

※ この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定に基づき、国立大学法人東京学芸大学に対し審査請求（異議申立て）をすることができます。

〔省略〕

第10号様式～第14号様式

第15-1号様式 (第54条第5項関係)

[省略]

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条及び第18条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に国立大学法人東京学芸大学に対して審査請求をすることができます。

[省略]

第15-2号様式 (第54条第5項関係)

[省略]

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条及び第18条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に国立大学法人東京学芸大学に対して審査請求をすることができます。

[省略]

第16号様式～第19号様式 [省略]

第20-1号様式 (第57条第4項関係)

[省略]

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条及び第18条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に国立大学法人東京学芸大学に対して審査請求をすることができます。

[省略]

第10号様式～第14号様式

第15-1号様式 (第54条第5項関係)

[省略]

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条(第6条)の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国立大学法人東京学芸大学に対して審査請求(異議申立て)をすることができます。

[省略]

第15-2号様式 (第54条第5項関係)

[省略]

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条(第6条)の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国立大学法人東京学芸大学に対して審査請求(異議申立て)をすることができます。

[省略]

第16号様式～第19号様式 [省略]

第20-1号様式 (第57条第4項関係)

[省略]

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条(第6条)の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国立大学法人東京学芸大学に対して審査請求(異議申立て)をすることができます。

[省略]

第20-2号様式 (第57条第4項関係)

[省略]

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条及び第18条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に国立大学法人東京学芸大学に対して審査請求をすることができます。

[省略]

第21号様式 (第58条第2項関係)

〇〇〇第〇〇〇号  
平成〇年〇月〇日

審査請求に関する決定通知書

(審査請求者) 様

国立大学法人東京学芸大学長 印

平成〇年〇月〇日付けで審査請求のありました件については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 審査請求のあった保有個人情報の名称等
- 2 審査請求に対する決定
- 3 審査請求に対する決定の理由

第22号様式 (第58条第3項関係)

〇〇〇第〇〇〇号  
平成〇年〇月〇日

第20-2号様式 (第57条第4項関係)

[省略]

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条(第6条)の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国立大学法人東京学芸大学に対して審査請求(異議申立て)をすることができます。

[省略]

第21号様式 (第58条第2項関係)

〇〇〇第〇〇〇号  
平成〇年〇月〇日

不服申立てに関する決定通知書

(不服申立者) 様

国立大学法人東京学芸大学長 印

平成〇年〇月〇日付けで不服申立てのありました件については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 不服申立てのあった保有個人情報の名称等
- 2 不服申立てに対する決定
- 3 不服申立てに対する決定の理由

第22号様式 (第58条第23項関係)

〇〇〇第〇〇〇号  
平成〇年〇月〇日

(審査請求者) 様

国立大学法人東京学芸大学長 印

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について (通知)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第43条第1項の規定に基づき情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同法第43条第2項の規定に基づき通知します。

<u>審査請求に係る</u> 保有個人情報	
<u>審査請求</u>	(1) <u>審査請求日</u>  (2) <u>審査請求の趣旨</u>
諮問日・諮問番号	平成〇年〇月〇日・平〇諮問〇〇号

[省略]

第23号様式～第34号様式 **【別紙】**

[省略]

附 則

この規程は、平成30年3月15日から施行し、平成29年5月30日から適用する。ただし、第3条第1項の規定は、平成25年4月1日から適用する。

(不服申立者) 様

国立大学法人東京学芸大学長 印

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について (通知)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示決定等に対する次の不服申立てについて、同法第42条の規定に基づき情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同法第43条の規定に基づき通知します。

<u>不服申立てに係る</u> 保有個人情報	
<u>不服申立て</u> ( <u>不服申立ての種類</u> ) <input type="checkbox"/> <u>審査請求</u> <input type="checkbox"/> <u>異議申立て</u>	(1) <u>不服申立日</u>  (2) <u>不服申立ての趣旨</u>
諮問日・諮問番号	平成〇年〇月〇日・平〇諮問〇〇号

[省略]

平成 年 月 日

独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

国立大学法人東京学芸大学長 殿

氏名（ふりがな）

住所又は居所

〒

連絡先電話番号 ( )

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の規定に基づき、下記のとおり独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

記

- 1 個人情報ファイルの名称
- 2 独立行政法人等非識別加工情報の本人の数
- 3 加工の方法を特定するに足りる事項
- 4 独立行政法人等非識別加工情報の利用
  - (1) 利用の目的
  - (2) 利用の方法
  - (3) 利用に供する事業の内容
  - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
- 5 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- 6 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法
  - (1) 提供媒体  CD-R  DVD-R
  - (2) 提供方法  窓口受領  郵送

「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」(裏面)

<記載に当たっての注意事項>

1 「氏名」「住所又は居所」「電話番号」

提案をする場合は、提案をする者の氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所により、審査結果通知等を行うこととなりますので、正確に記入願います。

また、連絡先電話番号は提案された事業についての照会を行う場合等に必要となりますので記入してください。

2 「個人情報ファイルの名称」

本学ホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項に基づき提案の募集を行う個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。)の「個人情報ファイルの名称」を記載してください。

3 「独立行政法人等非識別加工情報の本人の数」

提案をする者が提供を求める独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数(下限は千人)を記載してください。

4 「加工の方法を特定するに足りる事項」

本学において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載してください。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち独立行政法人等非識別加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度(例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。)を記載してください。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意願います。

5 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」

(1)から(4)までの事項を具体的に記載してください。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載してください。

6 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(独立行政法人等非識別加工情報編)」を踏まえて記載してください。

7 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」

該当する口のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

8 用紙の大きさ

日本工業規格A4サイズとしてください。

<連絡先>

国立大学法人東京学芸大学  
(担当者名)

TEL

FAX

E-mail

第24号様式（第62条第3項関係）

平成 年 月 日

誓約書

国立大学法人東京学芸大学長 殿

（ふりがな）  
氏 名

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（第44条の5第3項，第44条の12第2項において準用する第44条の5第3項）の規定に基づき提案をする者（及びその役員）が，同法第44条の6各号に該当しないことを誓約します。

< 注意事項 >

- 1 不要な文字は，抹消してください。
- 2 役員とは，取締役，執行役，業務執行役員，監査役，理事及び監事又はこれらに準ずるものとします。
- 3 用紙の大きさは，日本工業規格A4サイズとしてください。

<連絡先>

国立大学法人東京学芸大学

（担当者名）

TEL

FAX

E-mail



委 任 状

受任者 郵便番号  
(ふりがな)  
住所又は居所  
(ふりがな)  
氏 名 印

連 絡 先

上記の者を代理人とし、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の5第1項、第44条の12第1項前段、第44条の12第1項後段、第44条の9及び第44条の13の規定による手続に関する一切の権限を委任します。

平成 年 月 日

委任者 郵便番号  
(ふりがな)  
住所又は居所  
(ふりがな)  
氏 名 印

連 絡 先

< 注意事項 >

- 1 不要な文字は、抹消してください。
- 2 委任者が法人その他の団体にあつては、住所又は居所には本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- 3 連絡先には連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載してください。担当部署がある場合は、当該担当部署及び担当者を記載してください。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

審査結果通知書

（提案者） 様

国立大学法人東京学芸大学長 印

平成〇年〇月〇日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定に基づき、下記の事項を通知します。

記

1 契約の締結

国立大学法人東京学芸大学との間で非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2に従って手数料を納付の上、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則第8条第1項に掲げる書類を平成〇年〇月〇日（必着）までに提出してください。

2 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4 その他

〈連絡先〉

国立大学法人東京学芸大学  
（担当者名）

TEL

FAX

E-mail

様式第27号（第64条第3項関係）

〇〇〇第〇〇〇号  
平成〇年〇月〇日

審査結果通知書

（提案者）様

国立大学法人東京学芸大学長 印

平成〇年〇月〇日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、下記の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の7第1項第〇号の基準に適合しないと認めるため、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

（提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由）

〈連絡先〉

国立大学法人東京学芸大学  
（担当者名）

TEL

FAX

E-mail

保有個人情報を非識別加工情報に加工して提供することに関する意見照会

（第三者） 様

国立大学法人東京学芸大学長 印

あなたに関する情報が記録されている以下の個人情報ファイルについて独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の5第1項の規定による独立行政法人等非識別加工情報に係る提案がありました。

当該提案は、審査の結果、同法第44条の7第1項に掲げる基準に適合していると認めるため、当該個人情報ファイルについて、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように加工した独立行政法人等非識別加工情報として当該提案をした者に提供することとなります。

つきましては、同法第44条の8第1項で準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第14条第1項に基づき御意見を伺いますので、当該個人情報ファイルに含まれるあなたの個人情報を非識別加工して提供することについて御意見がある場合は、同封した「独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

反対の御意見をいただいた場合は、加工の対象となる個人情報ファイルから、あなたに関する情報を除外したうえで独立行政法人等非識別加工情報を作成し、当該提案をした者に提供することとなります。

なお、提出期限までに同意書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

1. 提案のあった個人情報ファイルの名称
2. 提案がなされた日
3. 上記個人情報ファイルの記録項目
4. 作成を予定している独立行政法人等非識別加工情報の概要
5. 意見書の提出先 国立大学法人東京学芸大学総務部広報企画課
6. 意見書の提出期限

保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会

（第三者） 様

国立大学法人東京学芸大学長 印

あなたに関する情報が記録されている以下の個人情報ファイルについて独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の 5 第1 項の規定による独立行政法人等非識別加工情報に係る提案がなされました。

当該提案は、審査の結果、同法第44条の 7 第 1 項に掲げる基準に適合していると認めるため、当該個人情報ファイルについて、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように加工した独立行政法人等非識別加工情報として当該提案をした者に提供することとなります。

つきましては、同法第44条の 8 第 1 項で準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第14条第 2 項に基づき御意見を伺いますので、当該個人情報ファイルに含まれるあなたの個人情報を非識別加工して提供することについて御意見がある場合は、同封した「独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

反対の御意見をいただいた場合は、加工の対象となる個人情報ファイルから、あなたに関する情報を除外したうえで行政機関非識別加工情報を作成し、当該提案をした者に提供することとなります。

なお、提出期限までに同意書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

1. 提案のあった個人情報ファイルの名称
2. 提案がなされた日
3. 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の 8 第 1 項で準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由  
（区分）  
（理由）
4. 上記個人情報ファイルの記録項目
5. 作成を予定している独立行政法人等非識別加工情報の概要
6. 意見書の提出先 国立大学法人東京学芸大学総務部広報企画課
7. 意見書の提出期限

独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する意見書

国立大学法人東京学芸大学長 殿

氏名又は名称  
住所又は居所  
連絡先電話番号

平成〇年〇月〇日付け「保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会」について、次のとおり意見を提出します。

- 1 照会のあった個人情報ファイルの名称
- 2 意見
  - (1) 自身に関する個人情報について、上記個人情報ファイルを非識別加工して提供することによる反対意見の有無  
(該当する項目にチェック)  
無 有（反対）
  - (2) その他

<注意事項>

- 1 連絡先には、連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載してください。
- 2 上記2. (2)の「その他」には、必要に応じて、反対の理由等を記載してください（特に意見がなければ記載は不要です）。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

国立大学法人東京学芸大学長 殿

氏名（ふりがな）

住所又は居所

〒

連絡先電話番号 ( )

平成〇年〇月〇日付け東学芸広第〇〇〇号の「審査結果通知書」を受領しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（第44条の9，第44条の12第2項において準用する第44条の9）の規定に基づき独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

<注意事項>

- 1 不要な文字は、抹消してください。
- 2 「氏名」「住所又は居所」「連絡先電話番号」  
契約の締結を申し込む場合は、締結する者の氏名、住所又は居所、連絡先電話番号を記入してください。ここに記載された氏名、住所及び電話番号により、契約の締結を行うこととなりますので、正確に記入願います。
- 3 独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料は、東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程第26号様式（第64条第2項関係）に基づき通知した事項に従って納付してください。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

<連絡先>

国立大学法人東京学芸大学

（担当者名）

TEL

FAX

E-mail

作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

国立大学法人東京学芸大学長 殿

氏名（ふりがな）

住所又は居所

〒

連絡先電話番号（ ）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（第44条の12第1項前段、第44条の12第1項後段）の規定に基づき、下記のとおり作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

記

- 1 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項
- 2 独立行政法人等非識別加工情報の利用
  - (1) 利用の目的
  - (2) 利用の方法
  - (3) 利用に供する事業の内容
  - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
- 3 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- 4 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法
  - (1) 提供媒体  CD-R  DVD-R
  - (2) 提供方法  窓口受領  郵送



「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」  
(裏面)

＜記載に当たっての注意事項＞

1 不要な文字は、抹消してください。

2 「氏名」「住所又は居所」「電話番号」

提案をする場合は、提案をする者の氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所により、審査結果通知等を行うこととなりますので、正確に記入願います。

また、連絡先電話番号は提案された事業についての照会を行う場合等に必要となりますので記入してください。

3 「提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項」

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第44条の11の規定により個人情報ファイル簿に記載された独立行政法人等非識別加工情報の概要を記載してください。

4 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」

(1)から(4)までの事項を具体的に記載してください。

また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載してください。

5 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（独立行政法人等独立行政法人等非識別加工情報編）」を踏まえて記載してください。

6 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」

該当する口のチェックボックスに「レ」マークを入れてください（法第44条の12第1項前段の提案をする場合に限る。）。

7 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

＜連絡先＞

国立大学法人東京学芸大学

(担当者名)

TEL

FAX

E-mail

審査結果通知書

（提案者）様

国立大学法人東京学芸大学長 印

平成〇年〇月〇日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定に基づき、下記の事項を通知します。

記

1 契約の締結

国立大学法人東京学芸大学との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、2に従って手数料を納付の上、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定に基づき、独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則第8条第1項各号に掲げる書類を平成〇年〇月〇日（必着）までに提出してください。

2 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4 その他

<連絡先>

国立大学法人東京学芸大学  
（担当者名）

TEL

FAX

E-mail

第34号様式（第69条第2項関係）

〇〇〇第〇〇〇号  
平成〇年〇月〇日

審査結果通知書

（提案者）様

国立大学法人東京学芸大学長 印

平成〇年〇月〇日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、下記の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第〇号の基準に適合しないと認めるため、同条第3項の規定に基づき通知します。

（提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）

〈連絡先〉

国立大学法人東京学芸大学  
（担当者名）

TEL

FAX

E-mail

国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程の一部改正について

改正理由：行政不服審査法等の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(審査請求)</p> <p>第9条 学長は、開示をしない旨の決定等について<u>行政不服審査法</u>（平成26年法律第68号）に基づく<u>審査請求</u>があったときは、情報公開・個人情報保護委員会の意見を求めるものとする。</p> <p>2 学長は、<u>審査請求</u>に対する決定をしたときは、別紙第13号様式により<u>審査を請求した者</u>（以下「<u>審査請求者</u>」という。）に通知しなければならない。</p> <p>3 学長は、<u>法第19条</u>の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、別紙第14号様式により<u>審査請求者</u>に通知しなければならない。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(不服申立て)</p> <p>第9条 学長は、開示をしない旨の決定等について<u>不服申立て</u>があったときは、情報公開・個人情報保護委員会の意見を求めるものとする。</p> <p>2 学長は、<u>不服申立て</u>に対する決定をしたときは、別紙第13号様式により<u>不服申立者</u>に通知しなければならない。</p> <p>3 学長は、<u>法第18条</u>の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、別紙第14号様式により<u>不服申立者</u>に通知しなければならない。</p>
<p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p>
<p>第1号様式～第6号様式 〔省略〕</p>	<p>第1号様式～第6号様式 〔省略〕</p>
<p>第7号様式（第5条第7項関係）</p>	<p>第7号様式（第5条第7項関係）</p>
<p>〔省略〕</p> <p>この決定に不服があるときは、<u>行政不服審査法</u>（平成26年法律第68号）<u>第2条及び第18条</u>に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月以内</u>に国立大学法人東京学芸大学学長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>※ 開示の実施日が、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月以内</u>の場合は注意してください。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>この決定に不服があるときは、<u>行政不服審査法</u>（昭和37年法律第160号）<u>第5条（第6条）</u>に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>に国立大学法人東京学芸大学学長に対して<u>審査請求（異議申立て）</u>をすることができます。</p> <p>※ 開示の実施日が、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>の場合は注意してください。</p>
<p>〔省略〕</p> <p>第8－1号様式（第5条第8項関係）</p>	<p>〔省略〕</p> <p>第8－1号様式（第5条第8項関係）</p>

〔省略〕

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国立大学法人東京学芸大学長に対して審査請求をすることができます。

〔省略〕

<説明事項>

〔省略〕

3 不開示部分に係る不服申立て等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国立大学法人東京学芸大学長に対して審査請求をすることができます。

〔省略〕

5 担当窓口、連絡先

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について、その詳細又はご不明な点等がございましたら、下記の担当課までお問い合わせください。

〔省略〕

第8-2号様式（第5条第8項関係）

〔省略〕

\* この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、国立大学法人東京学芸大学長に対し審査請求をすることができます。

〔省略〕

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人東京学芸大学長に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。

〔省略〕

<説明事項>

〔省略〕

3 不開示部分に係る不服申立て等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人東京学芸大学長に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。

〔省略〕

5 担当窓口、連絡先

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、その詳細又はご不明な点等がございましたら、下記の担当課までお問い合わせください。

〔省略〕

第8-2号様式（第5条第8項関係）

〔省略〕

\* この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定により、国立大学法人東京学芸大学長に対し審査請求（異議申立て）をすることができます。

〔省略〕

第9号様式・第10号様式 〔省略〕

第11号様式（第7条第1項第1号関係）

〔省略〕

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり、法人文書の開示実施手数料の減額（免除）を申請します。

〔省略〕

第12号様式 〔省略〕

第13号様式（第9条第2項関係）

〇〇〇第〇〇〇号  
平成〇年〇月〇日

審査請求に関する決定通知書

(審査請求者) 様

国立大学法人東京学芸大学長 印

平成〇年〇月〇日付けで審査請求のありました件については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 審査請求のあった法人文書の名称等
- 2 審査請求に対する決定
- 3 審査請求に対する決定の理由

〔省略〕

第9号様式・第10号様式 〔省略〕

第11号様式（第7条第1項第1号関係）

〔省略〕

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり、法人文書の開示実施手数料の減額（免除）を申請します。

〔省略〕

第12号様式 〔省略〕

第13号様式（第9条第2項関係）

〇〇〇第〇〇〇号  
平成〇年〇月〇日

不服申立てに関する決定通知書

(開示請求者) 様

国立大学法人東京学芸大学長 印

平成〇年〇月〇日付けで不服申立てのありました件については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 不服申立てのあった法人文書の名称等
- 2 不服申立てに対する決定
- 3 不服申立てに対する決定の理由

4 担当課等

第14号様式（第9条第3項関係）

〇〇〇第〇〇〇号  
平成〇年〇月〇日

(審査請求者) 様

国立大学法人東京学芸大学長 印

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同法第19条第2項の規定により通知します。

〔省略〕

1 <u>審査請求</u> に係る 法人文書の件名	
2 <u>審査請求</u> に係る 開示決定等	
3 <u>審査請求</u>	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
4 諮問日・諮問番号	平成〇年〇月〇日・平〇諮問〇〇号

〔省略〕

注1) 「2 審査請求に係る開示決定等」の欄については、開示決定等の日付・記号番号、開示決定等をした者、開示決定等の種類（開示決定、部分開示決定

4 担当課等

第14号様式（第9条第3項関係）

〇〇〇第〇〇〇号  
平成〇年〇月〇日

(開示請求者) 様

国立大学法人東京学芸大学長 印

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示決定等に対する次の不服申立てについて、同法第18条の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同法第19条の規定により通知します。

〔省略〕

1 <u>不服申立て</u> に係る 法人文書の件名	
2 <u>不服申立て</u> に係る 開示決定等	
3 <u>不服申立て</u> ( <u>不服申立ての種類</u> ) <input type="checkbox"/> <u>審査請求</u> <input type="checkbox"/> <u>異議申立て</u>	(1) <u>不服申立日</u> (2) <u>不服申立ての趣旨</u>
4 諮問日・諮問番号	平成〇年〇月〇日・平〇諮問〇〇号

〔省略〕

注1) 「2 不服申立てに係る開示決定等」の欄については、開示決定等の日付・記号番号、開示決定等をした者、開示決定等の種類（開示決定、部分開示決

又は不開示決定) を記載すること。

注2) 4 の「諮問番号」は、情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成30年3月15日から施行する。

定又は不開示決定) を記載すること。

注2) 3 の(不服申立ての種類)については、該当する不服申立ての□をチェックすること。

注3) 4 の「諮問番号」は、情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。

〔省略〕



国立大学法人東京学芸大学情報公開・個人情報保護委員会規程の一部改正について

改正理由：関係法令等との用語の統一に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(審議事項)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1)～(6) [省略]</p> <p>(7) 情報公開・個人情報保護に係る<u>審査請求</u>に関すること。</p> <p>(8)・(9) [省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) [省略]</p> <p>(2) <u>総務を所掌する理事</u></p> <p>(3)～(6) [省略]</p> <p>(委員長等)</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2～3 [省略]</p> <p>4 副委員長は、<u>総務を所掌する理事</u>をもって充てる。</p> <p>5 [省略]</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成30年3月15日から施行する。ただし、第4条第2号及び第5条第4項の規定は、平成25年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(審議事項)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1)～(6) [省略]</p> <p>(7) 情報公開・個人情報保護に係る<u>不服申立て</u>に関すること。</p> <p>(8)・(9) [省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) [省略]</p> <p>(2) <u>理事(総務担当)</u></p> <p>(3)～(6) [省略]</p> <p>(委員長等)</p> <p>第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2～3 [省略]</p> <p>4 副委員長は、<u>理事(総務担当)</u>をもって充てる。</p> <p>5 [省略]</p> <p>[省略]</p>